

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について
（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令
和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 3 条関係 1 （略） 2 前項の「継続勤務」とは原則 として同一官署において、その 雇用形態が社会通念上中断され ていないと認められる場合の勤 務を、「全勤務日」とは非常勤	第 3 条関係 1 （略） 2 前項の「継続勤務」とは原則 として同一官署において、その 雇用形態が社会通念上中断され ていないと認められる場合の勤 務を、「全勤務日」とは非常勤

職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(16) （略）

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるも

職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職又は同法第82条の規定による停職及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(16) （略）

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるも

のとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

- (18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（この条の第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を

のとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

- (18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時

減じた時間 <u>を超えない範囲内</u> <u>の時間</u> とする。 2 ～ 4 (略)	間の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間 <u>の範囲内)</u> とする。 2 ～ 4 (略)
--	--

以 上